

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の 一部を改正する法律案の概要について



平成30年10月
法務省入国管理局

【資料(目次)】

1	新たな外国人材受入れに関する経緯・背景	1
2	「骨太の方針2018」を受けた出入国管理及び難民認定法の改正法案について	2
3	受入れ機関・登録支援機関のイメージ	3
4	出入国在留管理庁の設置に関する法務省設置法等の改正について	4
5	制度詳細	
①	在留資格概要	5
②	支援の概要	6
③	受入れ機関	7
④	登録支援機関	8
⑤	届出、指導・助言、報告等	9

経緯

1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置
2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

「骨太の方針2018（6月15日閣議決定）」の骨子

在留資格の創設

- ・ 一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。
- ・ 高い専門性を有すると認められた者については、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

受入れ業種・分野

- ・ 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ
- ・ 業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

外国人材への支援

- ・ 受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける。

在留管理

- ・ 的確な在留管理・雇用管理を実施する。入国・在留審査に当たり、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。

法案の骨子

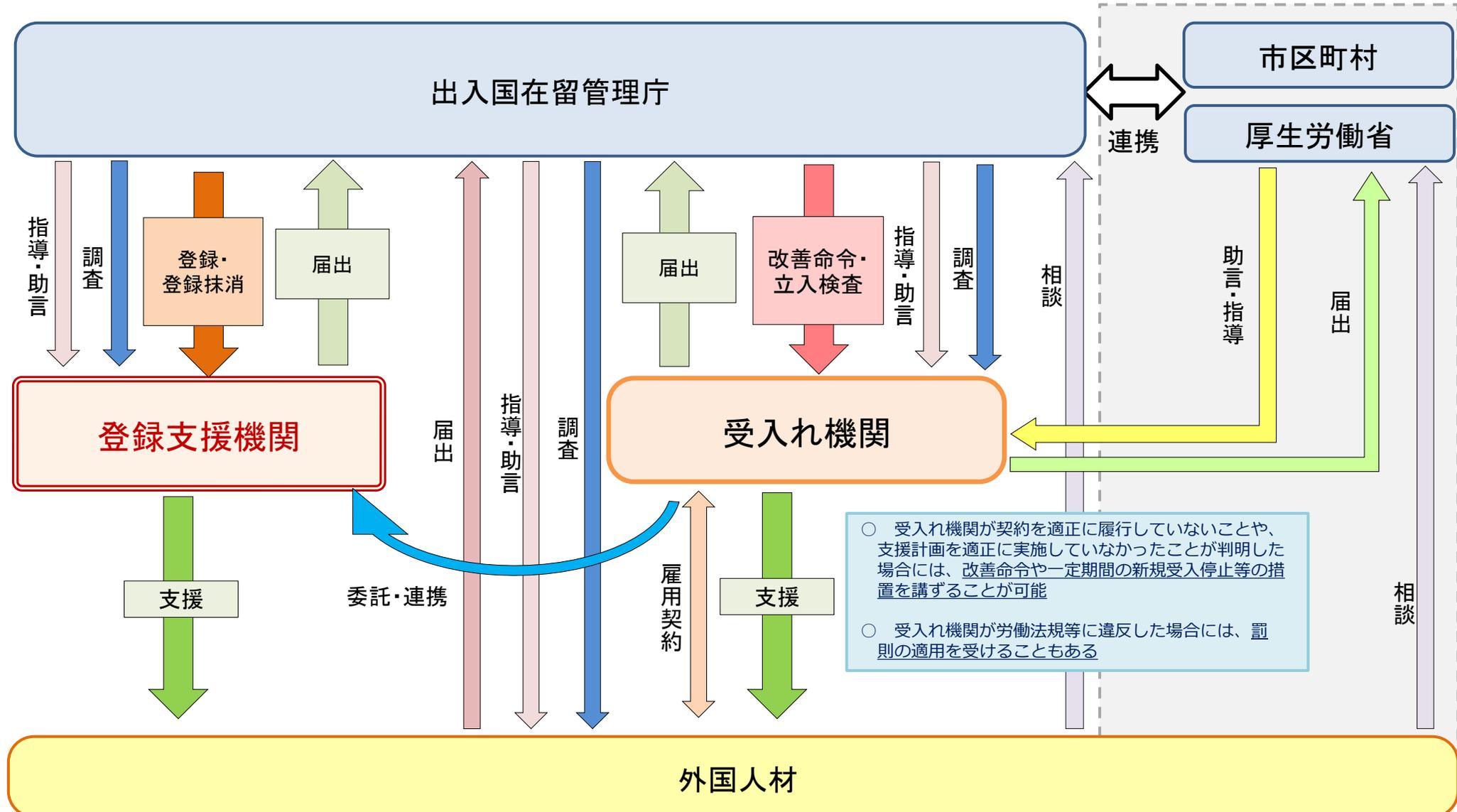
- ・ 在留資格「特定技能1号」の創設
特定技能1号：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・ 在留資格「特定技能2号」の創設
同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ・ 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

- ・ 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定の整備
- ・ 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定の整備
- ・ 受入れの一時停止が必要となった場合の規定の整備

- ・ 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- ・ 受入れ機関には、支援計画の適正な実施が確保されるための基準に適合することを求めるが、登録支援機関に支援を委託すれば、この基準に適合するものとみなされる。

- ・ 受入れ機関に対しては、報酬等を含め適切な雇用契約を締結するとともに、その適正な履行が確保されていることを求める。
- ・ 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定の整備
- ・ 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備
- ・ その他関連する手続・罰則等の整備



法務省の任務の改正

法務省の任務のうち、出入国管理に関する部分を「出入国の公正な管理」から「出入国及び在留の公正な管理」に変更する。

出入国在留管理庁の設置

(1) 法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置し、同庁の長を出入国在留管理庁長官とする。

(2) 出入国在留管理庁の任務

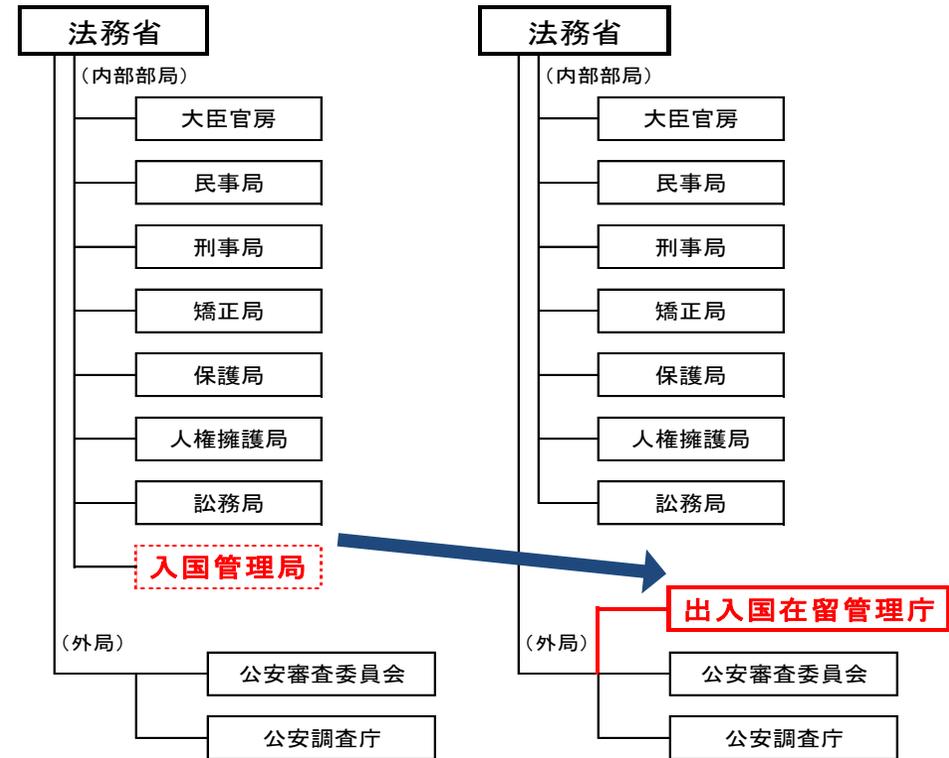
- ア 出入国及び在留の公正な管理を図ること
- イ アの任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること

(3) 地方出入国在留管理局等の設置

法務省の地方支分部局である地方入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として設置する。

その他

- ・ 法務大臣と出入国在留管理庁長官の権限に関する規定の整備
- ・ 関係行政機関との情報交換等連絡協力に関する規定の整備
- ・ その他所要の語句の修正等



平成31年度概算要求においては、庁の新設に伴い長官、次長、審議官2のほか、出入国管理部と在留管理支援部の2つの部を設置し、課長相当職を計10程度設置する内容としている。また、本庁と地方支分部局に計319人※の増員要求を行っている。

※ このほか、出入国審査業務の充実強化のため266人の増員要求があり、これを合わせると全体で計585人を要求している。

【参考】平成30年度における入国管理官署職員定員 4,870人

法案の骨子

- **特定技能1号**：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格【第2条の2第2項、別表第1】
- **特定技能2号**：同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格【第2条の2第2項、別表第1】

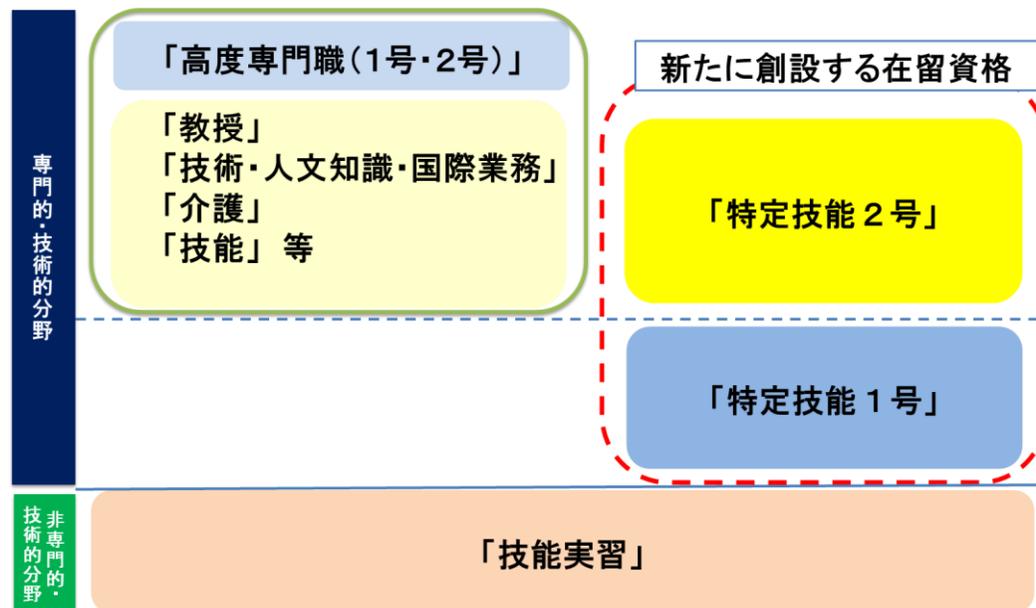
特定技能1号のポイント

- 在留期間：通算で上限5年（契約の更新が前提、原則1年等の期間ごとの更新）
- 技能水準：相当程度の知識又は経験を必要とする技能（業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等で確認、技能実習2号修了者は試験等免除）
- 日本語能力水準：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等により確認（技能実習2号修了者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
- 入国・在留を認めた分野での転職可

特定技能2号のポイント

- 在留期間：更新許可時の在留期間（契約の更新が前提、個々の在留状況に応じ、1年から3年等の期間ごとの更新）
- 技能水準：熟練した技能（業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等で確認）
- 家族の帯同：可能（配偶者、子）
- 入国・在留を認めた分野での転職可

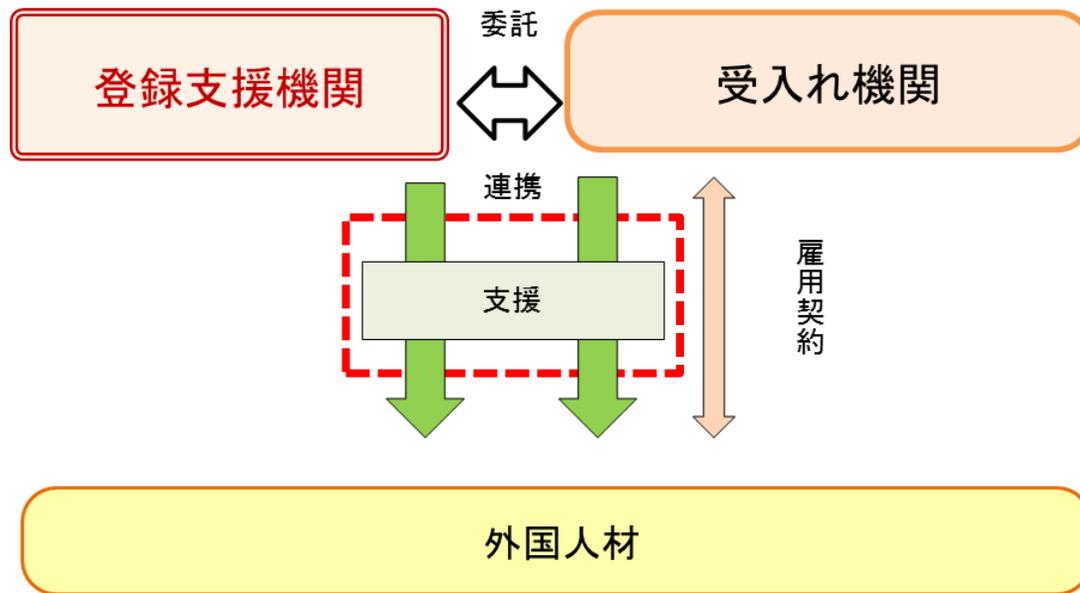
【就労が認められる在留資格の技能水準】



※青文字は省令以下で定める事項であり、検討中のもの。
次頁以降も同様

法案の骨子

- 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める【第2条の5第6項及び第7項、第19条の2第1項】
- (受入れ機関に対し、支援計画の適正な実施が確保されるための基準に適合することを求めるが) 登録支援機関に支援を委託すればこの基準に適合するものとみなされる【第2条の5第5項】



支援計画（支援の内容の例）

- 入国前の生活ガイダンスの提供（在留活動の概要、保証金の徴収等は違法であることの教示等）
- 住宅の確保
- 在留中の生活オリエンテーションの実施（行政手続、各種届出方法、生活情報、医療、防犯等）
- 生活のための日本語習得の支援
- 相談・苦情への対応（労働条件、転職、生活全般、医療等）
- 非自発的離職時の転職支援
- その他

法案の骨子

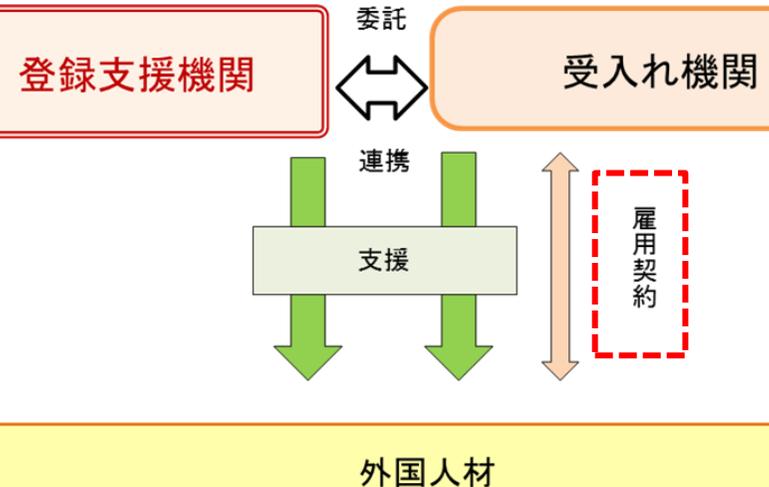
- 受入れ機関に対しては、報酬等を含め適切な雇用契約を締結するとともに、その適正な履行が確保されていることを求める【第2条の5第1項、第2項、第3項第1号及び第4項】
- 受入れ機関には、支援計画の適正な実施が確保されるための基準に適合することを求める【第2条の5第3項第2号】

①雇用契約の基準

- 報酬は、同一業務に従事する日本人等と同等以上であること
- 契約期間が満了した外国人の出国を確保するための措置があること
- 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること等

②雇用契約の適正な履行に関する基準

- 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること
- 特定技能外国人と同様の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- 行方不明者を発生させていないこと（帰責事由がない場合を除く。）
- 5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと
- 欠格事由に該当しないこと（前科、暴力団関係等）
- 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと等



③支援体制に関する基準

- 中長期在留者の受入れを適正に行った実績や中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること
- 情報提供体制を確保していること
- 支援の責任者等が欠格事由に該当しないこと等

法案の骨子

- 受入れ機関には、支援計画の適正な実施が確保されるための基準に適合することを求めるが、登録支援機関に支援を委託すれば、この基準に適合するものとみなされる。【第2条の5第5項】

登録要件を満たした機関
を出入国在留管理庁が登録

登録支援機関

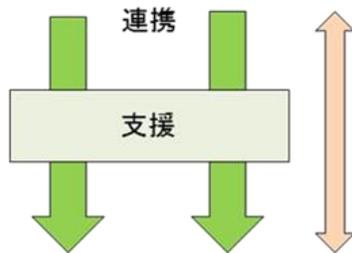
委託



受入れ機関

連携

支援



雇用契約

外国人材

登録の要件

- 登録拒否事由（欠格事由）に該当しないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令により罰せられた者でないこと等
- 中長期在留者の受入れを適正に行った実績や中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること
- 情報提供体制を確保していること等
- ※ 要件を満たせば登録支援機関として登録される（登録支援機関となる主体は特定の業種に限定されない）

登録の手続等

- 登録の申請
 - ・ 代表者氏名、住所等の必要事項や疎明資料を提出
- 出入国在留管理庁長官による登録
- 登録の取消し
 - ・ 支援計画に基づいた支援を行わなかった場合
 - ・ 不正の手段により登録を受けた場合等